

愛知県養鶏協会便り2号

愛知県 養鶏協会 〒460-0002名古屋市中区丸の内3-4-10大津橋ビル1階

TEL 052-961-5831 FAX052-961-5832



(愛知県養鶏協会・富田会長)

生れ変わります

愛知の養鶏協会 !!

愛知県養鶏協会々員の皆様いかがお過ごしでしょうか。

日頃は当協会運営の為に大変お世話になり誠に有難うございます。月日の経つのは早いもので、愛知県養鶏協会も去る8月26日に第21回目の総会を開催する事が出来ましたことはひとえに会員の皆様のご支援のおかげと厚く御礼申し上げます。

さて、平成23年6月30日をもちまして、愛知県畜産養鶏農業協同組合連合会が解散する事になりまして、愛知県内の養鶏農家190軒を代表する養鶏団体は私達愛知県養鶏協会だけになりました。

先の総会でJA愛知経済連、愛知県成鶏処理協議会様方の協力を得て、「活動的で実行力があり、県・国行政からも愛知県を代表する養鶏農家の中心団体である」と認められる「一般社団法人愛知県養鶏協会」に改善して、県内全ての養鶏農家に加入して頂ける協会にする事を決議しました。会員各位の期待に応える様、実行致します。会員の皆様のご理解と絶大なるご協力・ご支援を改めてお願い申し上げます。

★ 決議其の一： 準備委員会を設立し、改善策を協議・実行する ★

★ 決議其の二： 新事業・鳥インフルエンザ見舞金制度を確立し実行する ★

**愛知県独自の鳥インフルエンザ見舞金制度を
事業化します！**

★ 決議其の三： 新役員は養鶏農家と養鶏農家に近い立場の人材登用 ★

★ 決議其の四： 団体会員に知多養鶏組合と豊橋市養鶏組合が新規加入 ★

★ 決議其の五： 関連企業(飼料会社や資材・薬品会社等)を賛助会員に ★

★ 決議其の六： 個人会費を見直し、団体会費を増額し、賛助会費を新設 ★

県内190養鶏農家の為に養鶏協会は活動します！

新生・愛知県養鶏協会を紹介します

● 準備委員会メンバーを紹介します ●



(愛知県養鶏協会斉藤副会長)

(準備委員長)

斉藤利明

(知多養鶏農業協同組合組合長)

伊藤俊克

(JA愛知経済連畜産部・養鶏課長)

(準備委員)

宮本一彦

(六ツ美養鶏加工協同組合組合長)

(準備委員)

花井千治

(知多養鶏農業協同組合理事)

(準備委員)

杉浦巧倫

(豊橋市養鶏農業協同組合理事)

(準備委員)

内田清政

(豊橋市養鶏農業協同組合参事)

(事務・書記)

準備委員会顧問 : 富田義弘養鶏協会々長

以上のメンバーで先に挙げました諸々の事業を検討し、理事会の承認を受けながら実行して参ります。

私達、愛知県養鶏協会は愛知県内で養鶏業を営んで居られる190軒の養鶏農家の為に少しでもお役に立てる協会でありたいと願って活動致します。そして、常に養鶏農家の立場で物事を考え、工夫し、県・国行政にも働きかけたいと思っております。

私達準備委員だけの知識や能力だけでは力不足は否めません。養鶏業を営んで居られる皆様、養鶏業界に関連する企業関係の皆様方からの絶大なるお力添えが、ご指導がなければ成し遂げられない事業ばかりです。何卒、強力なご協力、ご支援を賜ります様祈念致します。

● 愛知県・国行政に強く要望しています ●

1. 鳥インフルエンザ確認後の殺処分・焼埋却を速やかに完了することを要望
2. 淘汰された成鶏処理に支払われる「食鳥検査料・3円」の継続もしくは減額を要望
3. 県内養鶏農家経営安定の為に予算の大幅増額を要望

●愛知県独自の鳥インフルエンザ見舞金制度を紹介します ●

＜目的＞

鳥インフルエンザ発生に伴う被害に対し、愛知県養鶏協会
会員相互の扶助、支援として見舞金を送り、会員の結束を
図り、養鶏業への意欲向上を促進します

1. 加入資格

愛知県内で養鶏業を営む養鶏農家及び県内に本社を有する養鶏農家で、当協会の会員として登録されている方とします。但し、県内にある農場のみとします。

2. 契約羽数

契約いただく羽数は自己申告された飼養羽数(育成鶏も含む)を限度とします。

3. 契約期間

- 1) 基本契約は平成24年4月1日より平成27年3月31日の3ヶ年間とします。
- 2) 契約羽数は年度ごとに、年度開始～9月末までに契約してください。基本契約書と年度ごとの契約書とで契約羽数が異なる場合は年度ごとの契約羽数が有効です。

4. 掛け金

契約羽数、1羽当たり、2円として契約時にお支払い下さい。入金が確認されまして、契約が成立したものと致します。

5. 見舞金制度の財源

- 1) 契約された方々の掛け金 1羽当たり、2円を主体とします。
- 2) 賛助会員から協力していただく「賛助会費」を充当します

6. 見舞金支払い

- 1) 鳥インフルエンザが確認され、殺処分が完了した日から45日以内に支払います。
- 2) 見舞金額は契約羽数 1羽あたり、20円とします。
但し、鳥インフルエンザが拡大し、殺処分羽数が大羽数に上り、1羽当たり、20円を支払えない場合には見舞金財源を全殺処分羽数で割算し、1羽当たりの見舞金額を算出して支払います。
- 3) 移動制限区域に指定された場合、契約羽数 1羽当たり、1円の見舞金を支払ます。

7. 契約掛け金の免除

- 1) 基本契約期間中に、鳥インフルエンザが確認されなかったり、確認されても少羽数で財源が残った場合には次年度の掛け金の減額または払込みwを免除する事もあります。但し、契約羽数が前年を上回る場合は増羽分のみ徴収します。

8. 解約

- 1) 契約は年間契約としますので、年度途中で解約はありません
- 2) 当該年度の9月末までに年次契約をしない場合、基本契約は解約されたものと致します。

9. 契約掛け金の返還

- 1) 基本契約期間中に解約された場合、掛け金の返還は致しません。
- 2) 基本契約期間中で、〈廃業〉された事を理由に年次契約をされなかった場合はそれまでに払込された掛け金より見舞金支払い金額を差引いた財源を全契約羽数で割算して算出した、1羽当たりの財源額の1/2を返還します。

10. 見舞金制度の運用

見舞金制度の運用については別途「業務方法書」を作成して、当協会理事会の決議に従い実施して参ります。

11. 見舞金制度申し込み方法

1) 個人経営の場合

- (1) 契約者 氏 名
- (2) " 住 所
- (3) 契 約 羽 数
- (4) 2農場以上ある場合には各農場ごとに農場名、住所、契約羽数を明記して下さい

2) 法人経営の場合

- (1) 契 約 会 社 名
- (2) " 代 表 者 氏 名
- (3) " 住 所
- (4) 契 約 羽 数
- (5) 2農場以上ある場合には各農場ごとに農場名、住所、契約羽数を明記して下さい

* 特記事項

- 1) 愛知県内で経営している農場だけの契約とします
- 2) 飼養羽数には育成鶏も含めます
- 3) 鳥インフルエンザで殺処分された羽数と契約羽数が異なる場合には契約羽数を優先します